

介護医療院栞の郷 入所利用約款

（約款の目的）

第1条 介護医療院栞の郷（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護医療院サービスを提供し、一方、利用者、身元引受人及び連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、入所者・身元引受人・連帯保証人が入所利用同意書・連帯保証書に連署して当施設に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人及び連帯保証人に変更があった場合は、新たに入所利用同意・連帯保証書を当施設に提出します。

2 入所者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1「介護医療院栞の郷のご案内」別紙2「介護医療院サービスについて」別紙3「個人情報の利用について」の改定が行われない限り、初回入所時の利用同意書・連帯保証書の提出により本契約に基づき当施設を利用することができます。

（入所者からの解除）

第3条 入所者と身元引受人は、当施設に対し、予め30日前に当施設所定の書面により予告して本契約を解約することができます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、入所者及び身元引受人、連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施されるサービス担当者会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護医療院サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 入所者及び身元引受人、連帯保証人が、本約款に定める利用料金を滞納し、督促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合
- ⑤ 入所者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第5条 入所者及び身元引受人、連帯保証人は連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護医療院施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、入所者及び身元引受人、連帯保証人に対し、前々月料金の合計額を、毎月末日頃までに請求し、入所者及び身元引受人、連帯保証人は連帯して、当施設に対し、当該合計額をその翌月の10日までに支払うものとします。

3 当施設は、入所者又は身元引受人、連帯保証人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入所者若しくは身元引受人、連帯保証人に対して、領収書を発行します。

4 連帯保証人の保証上限額は100万円とします。

（記 録）

第6条 当施設は、入所者の介護医療院サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、入所者の書面による承諾を得た場合、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

謄写費用は当施設が定める料金とし資料者等の負担とします。

（身体の拘束等）

第7条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、担当医師が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を身元引受人に十分説明し診療録に記載します。

（秘密の保持）

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た入所者又は身元引受人、連帯保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

- 2 前項の規定にかかわらず、但し、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 介護保険サービス提供に関する事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者との連携。
- ③ 入所者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 入所者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等。
- ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ⑥ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時の安否情報等の提供）

- 3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、入所者に対し、担当医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、入所者に対し、当施設における介護医療院サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は入所者または身元引受人が指定する者に緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は入所者に対し必要な措置を講じます。

- 2 担当の医師の医学的判断により専門的な医療が必要と判断された場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項の場合、当施設は入所者または身元引受人が指定する者、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 入所者及び身元引受人、連帯保証人は、当施設の提供する介護医療院サービスに対しての要望又は苦情等について、担当の看護師長、または医療福祉相談員（MSW）に申し出ることができます。また、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「意見箱」に投函して申し出ることができます。

申し出のあった事項については、迅速に確認・調査を行い、その結果を申し出者（匿名者を除く）に報告することとします。

電 話 番 号	部署	内線	部署	内線
0 2 5 - 2 8 6 - 8 8 1 1	3 階	2 3 0	4 階	2 4 0
	相談室	2 1 0 ・ 2 1 9		

- 2 当事業所に対する苦情は、次の機関にも申立てることができます。

苦 情 受 付 機 関	連 絡 先 (電 話 番 号)
新潟市介護保険課介護給付係	0 2 5 － 2 2 6 － 1 2 7 3
新潟県国民健康保険団体連合会	0 2 5 － 2 8 5 － 3 0 2 2

(賠償責任)

第 12 条 介護医療院サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償するものとします。

2 入所者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入所者及び身元引受人、連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者、身元引受人及び当施設は誠意をもって協議して定めることとします。

介護医療院栞の郷のご案内

(2024年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護医療院 栞の郷
- ・開設年月日 令和2年 4月 1日
- ・所在地 新潟市中央区姥ヶ山274番地1
- ・電話番号 (代表) 025-286-8811 ・ファックス番号 025-286-8812
- ・管理者名 小池 亮子
- ・介護保険事業所番号 介護医療院(15B0100031号)

(2) 介護医療院栞の郷の目的と運営方針

施設の従業者が要介護者に対し、適正な介護医療院サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護医療院の運営方針]

事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

従業者は、要介護者の心身の状況等に応じて適切な事業を提供するとともに、自らその提供する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護医療院サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めるものとする。

事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

・医 師	基準に定める人数
・看護職員	入院患者6人に対し1人以上
・薬 剤 師	基準に定める人数
・介護職員	入院患者4人に対し1人以上
・医療福祉相談員	必要数
・理学療法士	1人以上
・作業療法士	1人以上
・言語聴覚士	1人以上
・管理栄養士	1人以上
・診療放射線技師	0.5人以上
・事務員	必要人員数
・介護支援専門員	1.1人以上

(4) 介護医療院入院定員等

- ・定員 106名
- ・療養室 個室 2室、2人室 8室、4人室 22室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時30分より
昼食 12時00分より
夕食 18時00分より
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入院利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理（栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理）
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「入所申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・入院中は医師・看護師・介護職員のほか、施設職員の指示に従って規則正しい生活をつづけて下さい。
- ・療養室内では騒音行為など他人に迷惑をかけないようにして下さい。
- ・みだりに過分な間食など持込まないで下さい。
- ・飲酒は出来ません。
- ・寝まき、スリッパのまま施設外へ外出しないで下さい。
- ・外出や外泊する場合は必ずナースステーションに申し出、所定の手続きを行って下さい。帰院予定時刻より遅れるときは、必ず連絡して下さい。帰院した時もその旨届出て下さい
- ・盗難予防のため貴重品の取扱いには充分注意して下さい。万一事故にあわれても責任を負いかねますので、必要以外の金品は所持しないようにして下さい。
- ・施設内での宗教活動や、政治活動はつつしんで下さい。
- ・故意または過失により建物・設備・器具・備品等に損害を与えた時はその費用を負担していただくことがあります。
- ・面会のご都合をつけていつでもお越し下さい。面会の際には、受付に申出て、各階のサービスステーションで確認の上、面会して下さい。
- ・ペットの持込みはできません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、散水栓他
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

介護医療院サービスについて

1. 保険証の確認

ご利用のお申込みにあたっては、ご利用希望者の介護保険証・介護負担割合証・負担限度額認定証（お持ちの方）・医療保険証・後期高齢者医療被保険者証を確認させていただきます。

2. 介護医療院サービス

当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。また、その際は、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れて内容について同意をいただくようになります。

◇医療：

介護医療院は病状の安定した要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護：

医学的管理下の下における介護並びに日常生活上のお世話をを行います。

◇機能訓練：

機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

3. 利用料金

(1) 入所基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1割負担の方の1日あたりの自己負担額です。なお2割負担の方は負担額が2倍に、3割負担の方は3倍となります）

	個室	多床室
・要介護1	731円	845円
・要介護2	844円	957円
・要介護3	1,085円	1,199円
・要介護4	1,189円	1,301円
・要介護5	1,281円	1,395円

(2) 入院加算料金（以下は1割負担の方の負担額です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。）

・初期加算	31円
・外泊時費用	367円
・他科受診時費用	367円
・夜間勤務等加算Ⅲ	15円
・サービス提供体制強化加算	23円
・退所前訪問指導加算	467円
・退所後訪問指導加算	467円
・退所時指導加算	406円

・退所時情報提供加算	507円
・退所前連携加算	507円
・訪問看護指示加算	305円
・療養食加算（1食当たり）	6円
・安全体制対策加算	21円（入院した月のみ）
・経口移行加算	29円（実施した場合）
・経口維持加算（Ⅰ）	406円（実施した場合）
・経口維持加算（Ⅱ）	102円（実施した場合）
・緊急時治療加算	526円
・栄養マネジメント強化加算	12円（1日につき）
・再入所時栄養連携加算	203円
・口腔衛生管理加算Ⅱ	112円（実施した場合1月につき）
・科学的介護推進体制加算Ⅱ	61円

＊特別診療を行った場合、下記料金が加算されます。

感染対策指導管理	6円（1日につき）
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6円（該当する方1日につき）
初期入院治療管理	250円（入院した月のみ）
理学療法（Ⅰ）	123円
作業療法	123円
言語療法	203円
体制強化加算（理学・作業・言語）	35円
集団コミュニケーション療法	50円
摂食機能療法	208円
短期集中リハビリテーション	240円
理学・作業・言語療法に係る加算Ⅰ	33円（実施した場合1月につき）
理学・作業・言語療法に係る加算Ⅱ	20円（実施した場合1月につき）

（３）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（１割負担の方は加算の１割を、２割負担の方は加算の２割を、３割負担の方は３割負担して頂きます）

1月の利用料金の5.1％（基本利用料＋各種加算料金）

（４）食費及び居住費

① 食費	1,680円（朝食560円 昼食560円 夕食560円）	
	1,360円（第3段階②の方）	1日当たり
	650円（第3段階①の方）	
	390円（第2段階の方）	
	300円（第1段階の方）	

② 居住費

	個室	多床室
・第4段階	1,740円	480円
・第3段階①・②	1,370円	430円
・第2段階	550円	430円
・第1段階	550円	0円

※病状悪化等により個室に入院した場合であっても、30日を超した場合、個室の居住費が発生致します。

※標準負担額減額認定証をお持ちの方は必ず窓口にご提示下さい。

(5) その他の加算料金

① 特別室利用料（1日当たり）

・ 個室 1,980円（税込み）

・ 2人室 1,650円（税込み）

② 理容代 2,140円（税込み）

③ 教養娯楽費 100円（税込み）

④ 入院セット 473円（税込み）（希望される方はワタキューセイモア様との契約となり、直接請求がお手元に届くことになります。）

⑤ 行事費 実 費

⑥ **利用者の病状が急変した場合やCT・MRIを行った場合、医療保険による一部負担金が発生することがあります。**

(6) 支払い方法

- ・ お支払い方法は、原則として金融機関口座自動引き落としとさせていただきます。
- ・ 請求は毎月末日頃までに、前々月分の介護保険及び医療保険それぞれの請求書を発行し、その翌月の10日（10日が土・日の場合はその後）に引き落とします。確認後、領収書を発行いたします。